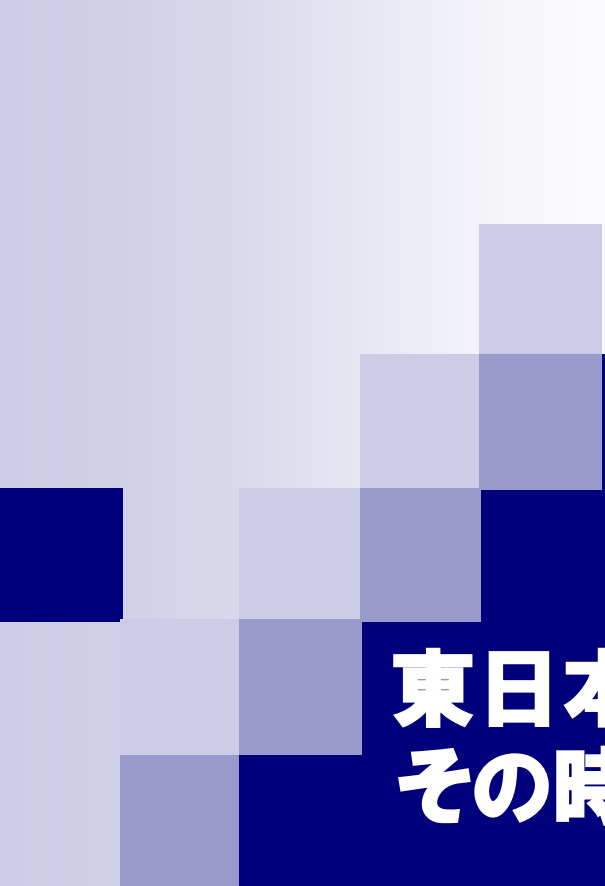


2022年1月14日
中部防災推進ネットワーク協議会



東日本大震災、 その時の損保業界の対応を振り返る

日本損害保険協会 シニアフェロー
栗山 泰史

略 歴

栗 山 泰 史（くりやま やすし）

（現職） 日本損害保険協会 シニアフェロー

他に、日本損害保険代理業協会 アドバイザー
アニコム損害保険株式会社 社外取締役
格付投資情報センター(R&I) 監査役 等

1975年3月 京都大学法学部卒業

1975年4月 安田火災海上保険(現在の損害保険ジャパン)入社

2004年4月 損害保険ジャパン 理事

2007年4月 損害保険ジャパン 常務執行役員

2009年7月 日本損害保険協会 常務理事

東日本大震災時、中央対策本部事務局長

2013年7月 丸紅セーフネット(株)常勤監査役

2018年6月 同 退任、現在に至る

（主な著書）

保険代理店にとっての「顧客本位の業務運営」（単著）2018年

保険募集制度の歴史的転換－募集改革の経緯・狙い・展望（単著）2017年

変わり続ける保険事業－保険業界の明日を考える（単著）2017年

保険販売の新たな地平－保険業法改正と募集人規制（共著）2016年

保険代理店で働く人のCREDO事例ノート（共著）2014年

地震保険の理論と実務（共著）2018年

「さくらさくらさくらさくら万の死者」

大船渡 桃心地

死者・行方不明者	1万8425人
建物全半壊	40万4893件
支払い地震保険金	1兆2881億円

東日本大震災から、11年……………

保険金支払額の上位10地震(2021年3月31日現在)

	地震名	発生年月日	M	支払保険金(億円)	
					政府再保険金
1	東北地方太平洋沖地震	2011年3月11日	9.0	12,881	5,866
2	熊本地震	2016年4月14日	7.3	3,898	1,373
3	大阪府北部を震源とする地震	2018年6月18日	6.1	1,206	161
4	兵庫県南部地震	1995年1月17日	7.3	783	
5	北海道胆振東部地震	2018年9月6日	6.7	517	
6	宮城県沖を震源とする地震	2011年4月7日	7.2	324	
7	福岡県西方沖を震源とする地震	2005年3月20日	7.0	170	
8	芸予地震	2001年3月24日	6.7	169	
9	新潟県中越地震	2004年10月23日	6.8	149	
10	新潟県中越沖地震	2007年7月16日	6.8	83	

1. 東日本大震災における損保業界の対応

3つの特徴

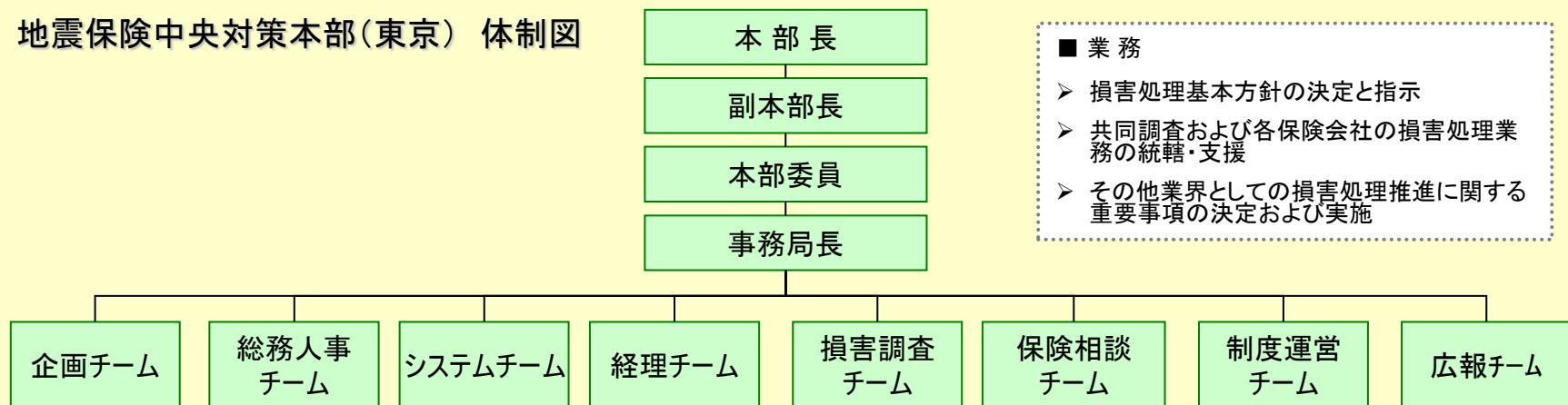
- ① 中央と現地の迅速かつ適切な連携による新たな施策の導入**
- ② 施策導入における損保業界としての協調と「迅速かつ親切的な」保険金支払いの競争**
- ③ マスコミへの情報発信**

(1) 対策本部の設置 「地震保険損害処理総合基本計画」(2010年1月改正)に基づき設置

地震保険損害処理の適正かつ円滑な実施を図るため、

- 3月11日 日本損害保険協会本部に中央統轄機関として、「地震保険中央対策本部」(本部長:協会長)を設置
- 3月11日 東北支部に被災地現地統括機関として、「地震保険現地対策本部」(本部長:協会支部委員長)を設置

地震保険中央対策本部(東京) 体制図

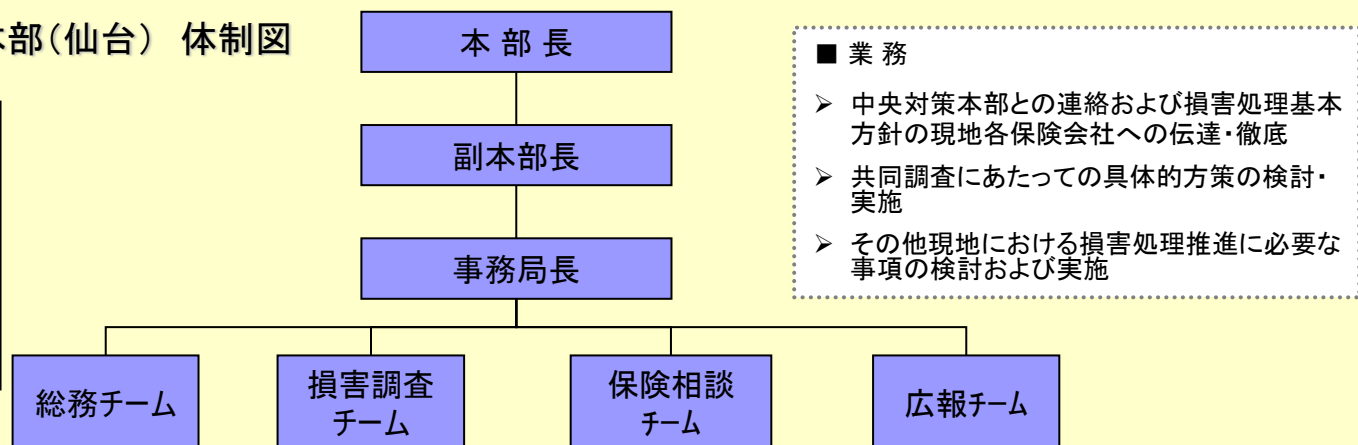


指示・支援

地震保険現地対策本部(仙台) 体制図

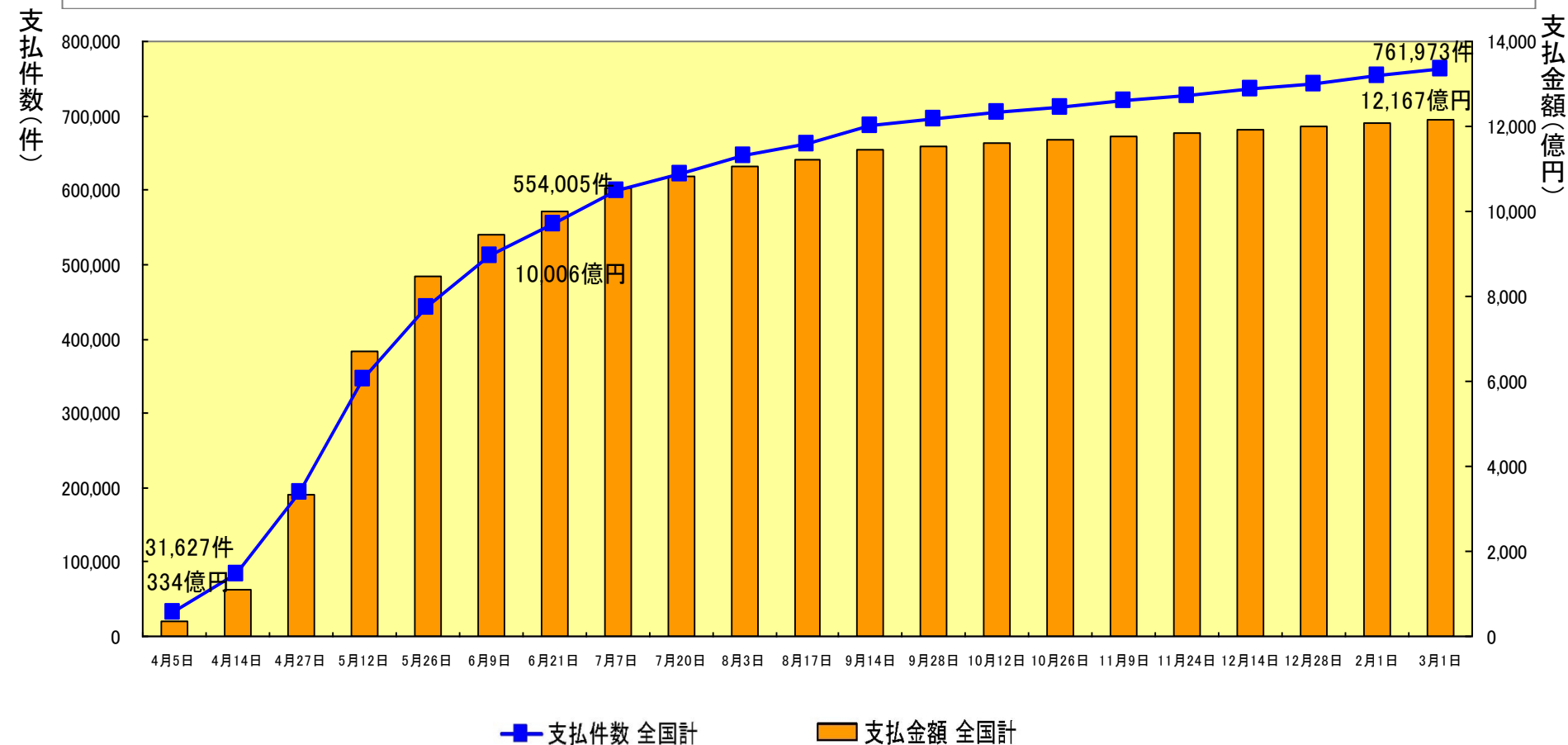


現地対策会議



(2) 地震保険の保険金支払い状況(2012年3月1日時点)

○ 東日本大震災における地震保険の支払件数・金額は、この時点で、761,973件、1兆2,167億円
2021年12月29日現在では、1兆2881億円



地震保険の保険金支払い状況(2021年3月31日) 東日本大震災対応

概要

○震災後約3ヶ月間で約50万件、約1兆円の保険金を被災者に支払い

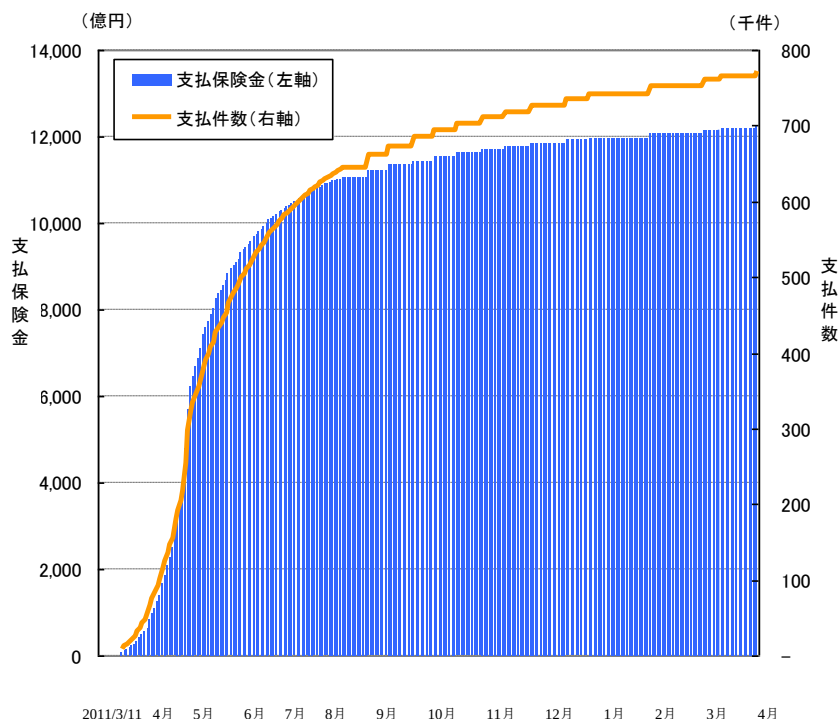
○地域別 : 東北の構成比が支払件数で48.7%、支払保険金で63.7%

○建物・家財別 : 建物の構成比が支払件数で69.3%、支払保険金で79.3%

○損害区分別 : 全損事案の構成比が支払件数で4.9%、支払保険金で24.1%
(一部損の構成比は支払件数で70.9%、支払保険金で24.5%)

○支払保険金 : 約12,881億 (2021年3月31日現在) **<過去1番目>**

支払件数・支払保険金の推移



< 保険金支払面の取組み >

- ・航空写真・衛星写真による全損認定、共同調査団による現場踏査※
- ・お客様の自己申告に基づく損害調査(原発周辺地域・一部損等)
- ・津波による浸水被害、液状化の被害等の認定基準の明確化 等

※共同調査…各社による調査が原則だが、迅速な損害調査(早期の保険金支払)を行うために、焼失・流失等により損害程度が同様な物件が集中している地域がある場合には、業界共同で調査を実施

支払件数・支払保険金の内訳(2012年3月末データ)

<地域別の支払状況>

		東北		東北以外		全国計	
			構成比		構成比		構成比
支払件数(件)	建物	281,265	33.0%	310,081	36.3%	591,346	69.3%
	家財	134,362	15.7%	127,490	14.9%	261,852	30.7%
	合計	415,627	48.7%	437,571	51.3%	853,198	100%
支払保険金(億円)	建物	6,073	49.6%	3,644	29.8%	9,717	79.3%
	家財	1,729	14.1%	802	6.5%	2,531	20.7%
	合計	7,803	63.7%	4,445	36.3%	12,248	100%
支払単価(千円)	建物	2,159	—	1,175	—	1,643	—
	家財	1,287	—	629	—	967	—
	建物・家財平均	1,877	—	1,016	—	1,436	—

(注)「東北」は、青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島の6県

<損害区分別の支払状況>

		全損		半損		一部損		合計	
			構成比		構成比		構成比		構成比
支払件数(件)	建物	28,232	3.3%	96,942	11.4%	466,173	54.6%	591,346	69.3%
	家財	13,990	1.6%	109,391	12.8%	138,470	16.2%	261,852	30.7%
	合計	42,222	4.9%	206,333	24.2%	604,643	70.9%	853,198	100%
支払保険金(億円)	建物	2,502	20.4%	4,503	36.8%	2,712	22.1%	9,717	79.3%
	家財	448	3.7%	1,790	14.6%	292	2.4%	2,531	20.7%
	合計	2,950	24.1%	6,293	51.4%	3,004	24.5%	12,248	100%
支払単価(千円)	建物	8,862	—	4,645	—	582	—	1,643	—
	家財	3,206	—	1,636	—	211	—	967	—
	建物・家財平均	6,988	—	3,050	—	497	—	1,436	—

(注) 1契約で建物・家財の双方を契約していた場合で、建物と家財それぞれに保険金を支払った時は、それぞれ1件として計上している(保険金も分けて記載)。

(3) 具体的な対応内容－①相談対応

各社窓口の協力体制

■（自社・他社を問わず）窓口不明のお客様への適切な対応

－会員各社に以下の方針を徹底

「自社契約者以外の方からの相談であっても、親切・丁寧に対応するとともに、他社の窓口を案内するなど適切な対応を行う」

■ 契約保険会社不明のお客様への対応強化

《地震保険》

－地震保険契約会社照会制度を3/19よりスタート、そんがいほけん相談室で受付開始

－地震保険契約会社照会センターを立ち上げ、専用フリーダイヤルを3/28に開設

－損保協会HPでの受付システムを開発しアクセスルートを拡充

【参考】照会受付実績；4,544件（9/30現在、損保協会受付分）

《その他保険》

－地震保険以外の契約会社照会制度を新たに4/20よりスタート

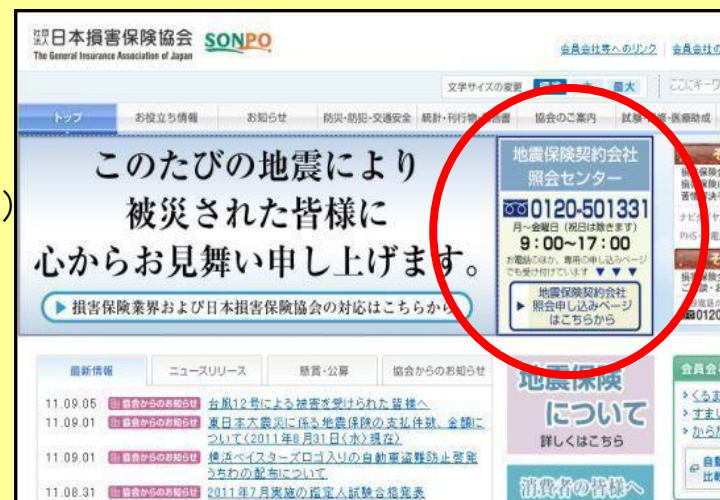
－会員各社で受け付けし、被災者の負担を軽減

－損保協会HPでの受付システムを開発しアクセスルートを拡充

【参考】照会受付実績；1,872件（9/30現在）



そんがいほけん相談室



地震保険契約会社照会（損保協会ホームページトップ）

(3) 具体的な対応内容－①相談対応

現地相談対応・日本損害保険代理業協会との連携

■ 被災地での相談機能の強化

- －被災契約者からの相談受付、相談窓口のご案内
- －相談窓口ポスターの避難所等への掲示(246箇所)

⇒ 4/15～22 宮城県・岩手県損害保険代理業協会と連携し、各地の避難所を巡回(36箇所)

⇒ 東北財務局からの要請に応じ「出前金融相談」に協会本部から要員を派遣(3箇所)



避難所の巡回相談



避難所への相談窓口ポスター掲示

(3) 具体的な対応内容－②損害調査

共同調査による保険金支払の迅速化

■ 航空写真・衛星写真による全損認定地域の確定

－岩手県、宮城県、福島県の沿岸部地域を全損地域と認定し写真(約23,000枚)による調査を完了

－協会ホームページにて、全損認定地域情報を公表



共同調査

(3) 具体的な対応内容－②損害調査

共通枠組みの構築

■ 被災状況に即応した基準の明確化

- －津波による浸水損害の認定基準を明確化
- －地盤の液状化による建物損害の調査方法の明確化

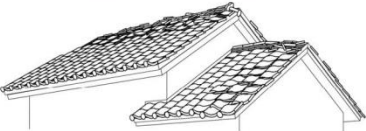
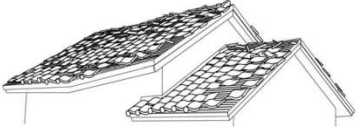
■ 損害調査の効率化

- －全損地域内の地震保険契約物件は現地調査不要
- －一定条件下でのお客様の自己申告に基づく書面調査を導入
- －マンション共用部分の認定結果を各社で共有し、専有部分の調査に活用
- －損害保険募集人による損害調査サポートスキームの構築
- －福島第一原発事故に伴う警戒区域等を対象に自己申告に基づく書面調査を実施

■ 保険金請求手続きの簡素化 ※手続き内容によって条件あり

- －請求にあたっての印鑑の省略(サインまたは拇印での代替)
- －建物登記簿謄本の提出不要
- －印鑑証明の提出不要 等

以下は、「建物の工法」にかかわらず、すべての方がご記入ください。

損害箇所	損害有無	程 度 (損害「有」の場合、一番近いものの番号に○印をつけてください。)
屋根	有・無	1. 棟や軒先の一部にずれやはがれが見られる。 
		2. 棟や軒先の各所にずれやはがれが見られる。 
		3. 棟や軒先の全体的にずれやはがれが見られ、瓦葺屋根の一部に落下が見られる。 
		4. 棟や軒先の全体的にずれやはがれが見られ、瓦葺屋根の各所に落下が見られる。 
		5. 屋根全体の瓦型と瓦葺屋根材の落下が全体的に見られる。 

※イラストは瓦屋根ですが、スレート屋根の場合であっても同様の被害の程度で判断してください。

2

お客様の自己申告に基づく書面調査(申告書より抜粋)

損保各社の損害調査関連の動向について

会社名	取組内容
あいおいニッセイ 同和	・インターネットによる事故受付サービス、受領書類のデジタル化・ペーパーレス化・RPA活用による業務効率化、ドローン撮影による損害調査等を実施。本社の災害対策本部に加えて、災害対応バックアップセンターを都内に設置。
損保ジャパン	・床上浸水時の保険金自動算定サービス、SNSを活用した水災被害状況分析・被害推定システムの開発、インターネットによる事故受付サービス、LINEによる事故受付・保険金請求サービス、RPA活用等による業務効率化を実施。栃木や長野など計11か所に災害対策本部を設置。
東京海上日動	・インターネットによる事故受付サービス、ドローンや人工衛星画像を活用した被害情報の把握、人工衛星画像とAIを活用した水災範囲を特定するシステムの一部活用等を実施。
三井住友海上	・ドローンネットワークを活用した修理業者紹介サービスの提供、インターネットによる事故受付サービス、ビデオチャットを活用した損害調査、ドローンとAIを活用した水災損害調査を実施。

(3) 具体的な対応内容－③特別措置

特別措置の概要

【協会共通措置】

■ 継続契約の締結手続き猶予

- － 継続契約の締結手続きについて、最長6ヶ月間猶予
⇒ 最長2011年9月末日まで延長

■ 保険料の払い込み猶予

- － 保険料の払い込みについて、最長6ヶ月間猶予
⇒ 最長2011年9月末日まで延長

■ 自賠責保険の猶予措置

- － 継続契約の手続きについて、1ヶ月間猶予
⇒ 最大3ヶ月間猶予に延長
- － 保険料の払い込みについて、6ヶ月間猶予
⇒ 2011年9月末日まで延長

The screenshot shows the homepage of the Japanese General Insurance Association (JGIA) with a focus on a notice for disaster victims. The header includes the JGIA logo and navigation links. The main content area features a sidebar with a list of links and a main text area with a title and detailed information.

被災者への継続手続き・保険料払い込みの猶予について
(2011.3.17)

東北地方太平洋沖地震およびその後断続的に発生した地震により被災された皆様へ

このたびの地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

各損害保険会社では、被災者の皆様のご契約について、東北地方太平洋沖地震発生日以降、お客様保護の観点から、お客様の罹災の状況に応じ、以下の対応(特別措置)を行うこととしておりますので、お知らせいたします。

なお、対応(特別措置)の詳細については、各社の窓口にてお問い合わせください。
※東北地方太平洋沖地震には、これに伴う福島第一原発事故を含みます。

1. 継続契約の締結手続き猶予

継続契約の締結手続きについて、最長6か月間、猶予できるものとします。

2. 保険料の払い込み猶予

保険料の払い込みについて、最長6か月間、猶予できるものとします。

※猶予期間については、状況に応じて各社において延長することがあります。

※ ページの先頭に戻る

被災者への継続手続き・保険料払込猶予(損保協会ホームページ)

(3) 具体的な対応内容－④情報発信

■ 協会の取り組みを積極的に情報発信

地震関連ホームページ公表・ニュースリリース一覧

	タイトル	公表内容
1	【協会長コメント】被災者の皆様へ	震災発生当日のお見舞いコメント
2	損保業界の対応（そんがいほけん相談室フリーダイヤル案内）	相談用フリーダイヤル設置の案内
3	被災された皆様へ（地震保険の補償内容など）	地震保険が支払われる損害、支払われる保険金等について
4	鈴木協会長記者会見（3/17、4/21、6/16）	協会長ステートメント、各種資料
5	継続手続き・保険料払込み猶予	自賠責以外の継続手続き・保険料払込み猶予について
6	自賠責の継続手続き・保険料払込み猶予	自賠責の継続手続き・保険料払込み猶予について
7	契約先不明の場合の取扱い	地震保険契約の保険会社が不明の場合の照会制度について
8	各社相談窓口について	各社相談窓口の一覧表作成について
9	義捐金寄贈について	義捐金10億円の寄贈を決定
10	自賠責の継続手続き・保険料払込み猶予＜対象拡大＞	自賠責の継続手続き・保険料払込み猶予の対象拡大について
11	地震保険契約会社照会センターの開設	地震保険契約会社照会センターを3/28に開設
12	損保各社における契約照会の開始	損保各社における契約照会を3/28から開始
13	地震保険に関するQ&A	地震保険に関するQ&Aを公表
14	英文ステートメント	協会長ステートメントの英文を公表
15	地震保険金の早期お支払いに向けた対応	航空写真を利用した全損地域認定と自己申告に基づく調査導入について
16	地震保険契約会社照会のホームページでの受付開始	3/30 17:00よりWEB上で地震保険契約会社照会受付を開始
17	日本代協との連携について	日本代協との相談対応の連携を開始
18	災害発生日から満期までの保険料の取扱い等	「災害発生日から満期までの保険料の返戻」等について明確化
19	認定された「全損地域」の公表	認定された「全損地域」の公表・追加
20	地震保険金支払件数、支払保険金	「地震保険金支払件数、支払保険金」の県別データの公表（4/6から毎週、8/3から2週間毎に公表）
21	募集人による損害調査サポートの実施	募集人による一部損事案の損調サポートの実施について
22	継続手続き・保険料払込み猶予期間の見直し	継続手続き・保険料払込み猶予期間を9/11→9月末へ延長
23	被災者向け情報チラシの作成	被災者向けの地震保険金や特別措置などを記載したチラシの作成について
24	認定された「全損地域」の詳細公表	認定された「全損地域」の「住居表示」に基づく詳細情報の公表
25	警戒区域等を対象とした特別措置の実施	福島第一原発事故に伴う警戒区域等を対象とした特別措置（自己申告による保険金支払）
26	地震保険以外の契約会社照会のホームページ受付開始	5/11 16:00よりWEB上で地震保険以外の契約会社照会受付を開始
27	「地震保険を漏れなくお支払いするための取り組み」をリリース	被災地地方局にて保険金請求勧奨に関するCMを実施することを公表
28	液状化の損害調査基準の追加	液状化による建物損害に対して沈下などの基準の追加
29	隅協会長記者会見（6/30、9/15）	協会長ステートメント
30	対策本部事務局長記者説明会（9/9） 於東北電力記者クラブ	損保業界の取り組みについて



協会長記者会見

2. 地震保険制度の特徴

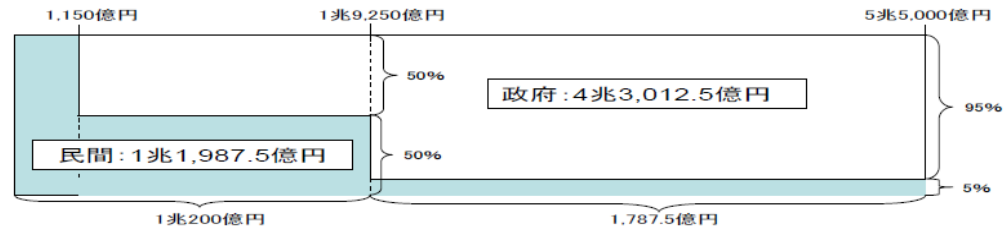
**1兆2千億円超の保険金を滞りなく保険契約者に支払い、
かつ、保険会社の決算への悪影響はなし。**

①官民の役割分担によるリスクテイキング

②長い時間軸の設定

③費用保険的性格

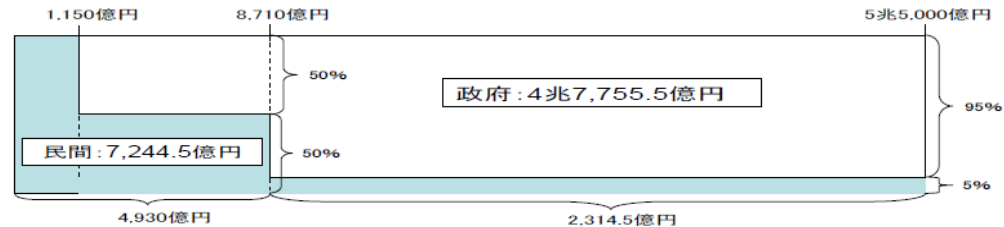
(平成23年度当初予算)



2009・10・11年度スキーム
(2009. 4. 1～2011. 5. 1)

東日本大震災で適用

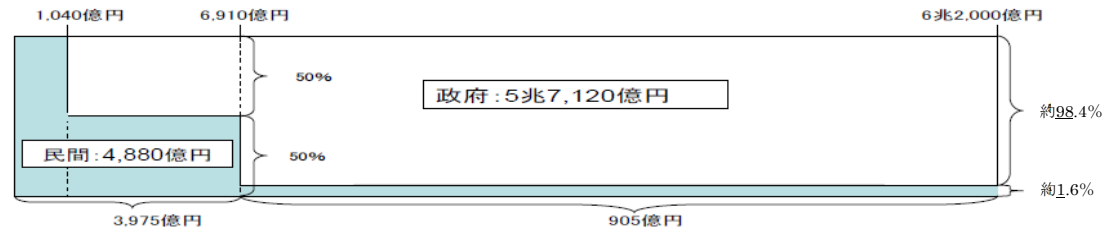
(平成23年度第一次補正予算)



2011年度補正予算スキーム
(2011. 5. 2～2012. 4. 5)

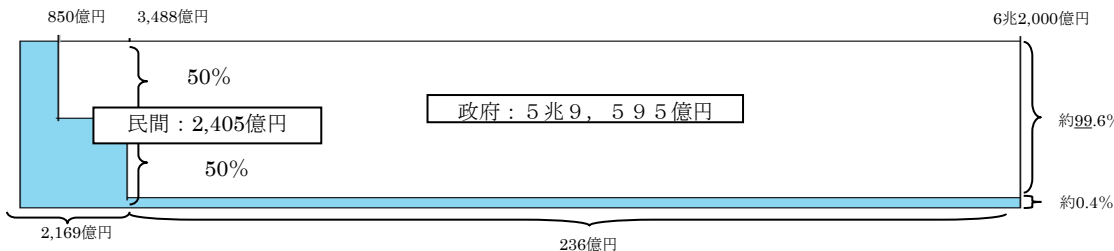
※東日本大震災を踏まえ見直し

(平成24年度予算)



2012年度スキーム
(2012. 4. 6～2013. 5. 15)

(平成25年度予算)



2013年度スキーム
(2013. 5. 16～2014. 3. 31)

震災前	単位: 兆円		
	合計	政府	民間
①責任額	5.5	4.3	1.2
②準備金残高	2.4	1.3	1.0
③積立不足 (②-①)	▲3.1	▲3.0	▲0.2

* 東日本大震災による保険金支払により、1
地震あたりの民間の積立不足は0.78兆円ま
で拡大 (地再社0.22兆円・元受社0.56兆円
積立不足)

補正予算後	単位: 兆円		
	合計	政府	民間
①責任額	5.5	4.8	0.7
②準備金残高 (推計*)	1.2	0.8	0.4
③積立不足 (②-①)	▲4.3	▲4.0	▲0.3

* 第5回地震再保険特別会計に関する論点整理に係る
ワーキンググループにおける検討過程で推計

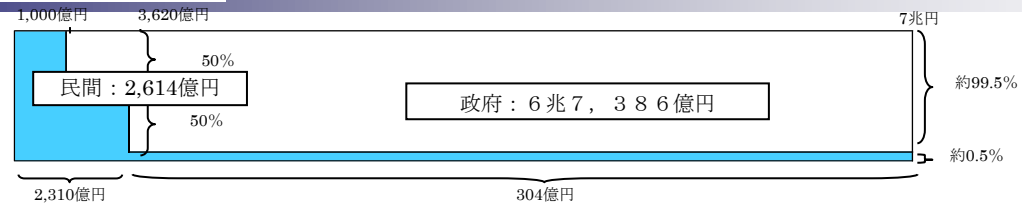
平成24年度予算	単位: 兆円		
	合計	政府	民間
①責任額	6.2	5.7	0.5
②準備金残高	1.3	0.9	0.4
③積立不足 (②-①)	▲4.9	▲4.8	▲0.1

平成25年度予算	単位: 兆円		
	合計	政府	民間
①責任額	6.2	6.0	0.2
②準備金残高	1.4	1.0	0.4
③積立不足 (②-①)	▲4.8	▲5.0	0.2



2014年度スキーム
(2014. 4. 1～2016. 3. 31)

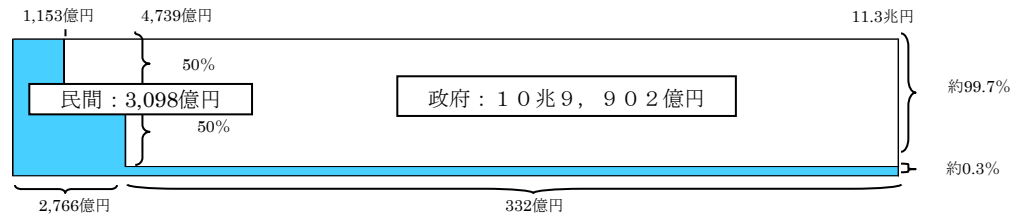
(平成26年度予算)



平成26年度予算		単位：兆円		
	合計	政府	民間	
①責任額	7.0	6.7	0.3	
②準備金残高	1.6	1.2	0.4	
③積立不足（②－①）	▲ 5.4	▲ 5.5	0.1	

2016年度スキーム
(2016. 4. 1～2016. 10. 18)

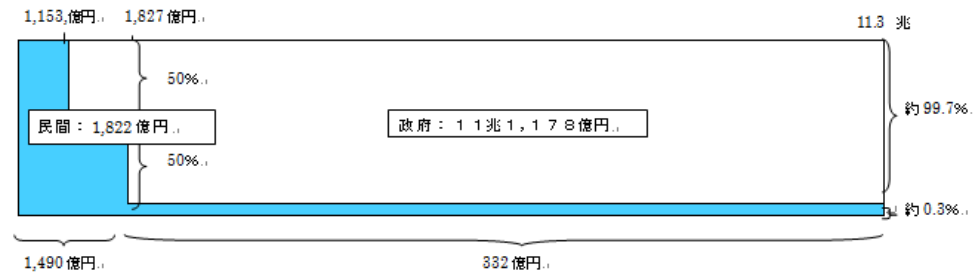
(平成28年度予算)



平成28年度予算		単位：兆円	
	合計	政府	民間
①責任額	11.3	11.0	0.3
②準備金残高	1.6	1.3	0.3
③積立不足（②－①）	▲ 9.7	▲ 9.7	0

2016年度補正予算スキーム
(2016. 10. 19～2017. 3. 31)
※熊本地震を踏まえ見直し

(平成28年度第二次補正予算)

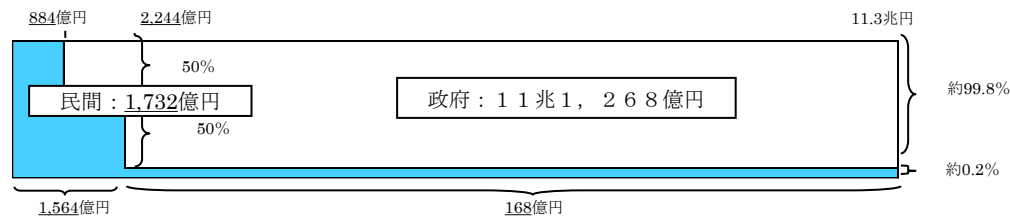


補正予算後		単位：兆円		
	合計	政府	民間	
①責任額	11.3	11.1	0.2	
②準備金残高 (推計 *1)	－ * 2	－ * 2	0.3 * 1	
③積立不足 (②－①)	－ * 2	－ * 2	0.1	

*1 熊本地震の保険金支払等の影響を勘案した
2016年度末の準備金残高見込額により推計
*2 政府の準備期残高見込額は推計していない

2017年度スキーム
(2017. 4. 1～)

(平成29年度予算)



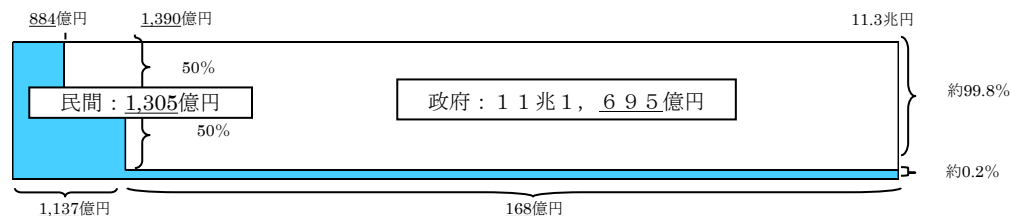
平成29年度予算		単位：兆円	
	合計	政府	民間
①責任額	11.3	11.1	0.2
②準備金残高	1.6	1.3	0.3
③積立不足（②－①）	▲9.7	▲9.8	0.1

(平成30年度第二次補正予算)

2018年度補正予算スキーム

(2018. 12. 21～2019. 3. 31)

※大阪府北部地震および
北海道胆振東部地震を
踏まえ見直し

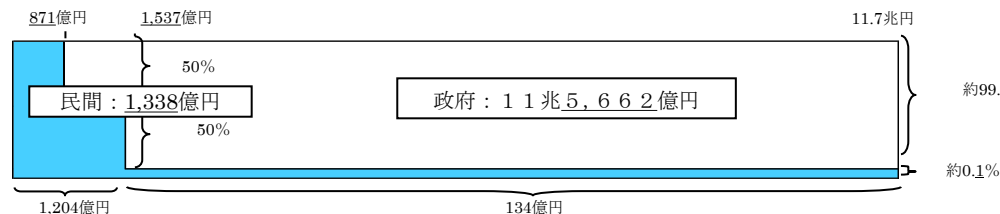


補正予算後		出典：専南	
	合計	政府	民間
①責任額	11.3	11.1	0.2
②準備金残高 (推計 *1)	— *2	— *2	0.3 *1
③積立不足 (②-①)	— *2	— *2	0.1

*1 大阪府北部地震および北海道胆振東部地震の保険金支払等の影響を勘案した2018年度末の準備金残高見込額により推計

*2 政府の準備期残高見込額は推計していない

(平成31年度予算)

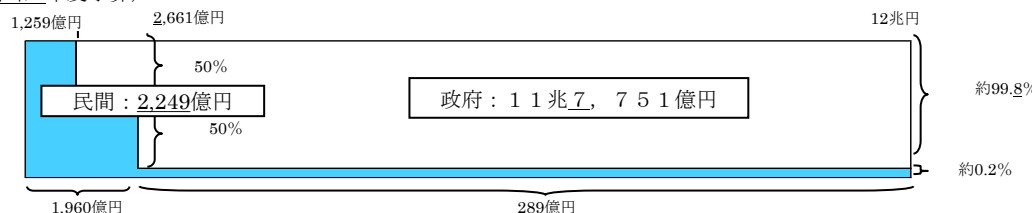


平成31年度予算		単位：兆円	
	合計	政府	民間
①責任額	11.7	11.5	0.2
②準備金残高	1.9	1.7	0.2
③積立不足 (②-①)	▲9.8	▲9.8	0

2019年度スキーム (2019. 4. 1～)

2021年度スキーム (2021. 4. 1～)

(令和2年度予算)



令和2年度予算		単位：兆円	
	合計	政府	民間
①責任額	12.0	11.7	0.3
②準備金残高	2.2	2.0	0.2
③積立不足 (②-①)	▲9.8	▲9.7	0.1

東北地方太平洋沖地震 (2011. 3. 31現在)

* 支払保険金 1兆2,881億円

* 政府概算払 (1回目) 2,000億円 (2011. 4. 18) → (2回目) 2,268億円 (5. 23)
→ (3回目) 61億円 (8. 25)

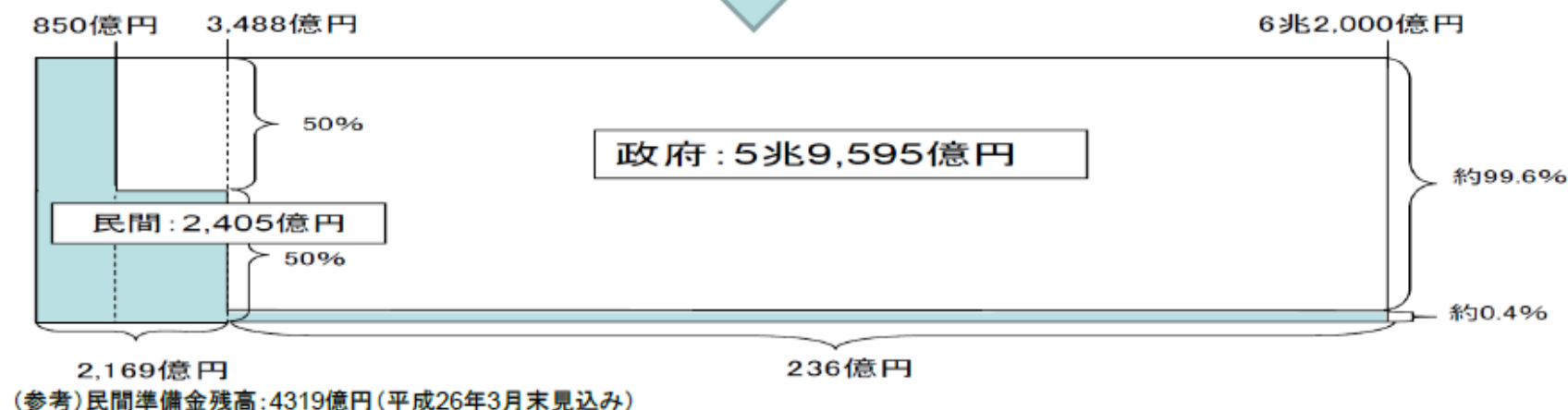
(出典) 日本地震再保険株式会社

地震再保険特別会計官民保険責任額の改定（平成25年度）

●地震保険制度に関するプロジェクトチーム報告書（平成24年11月）

- 東日本大震災により民間準備金が激減 + 今後も巨大地震の発生が懸念
⇒ 地震保険制度の強靱性向上が喫緊の課題
- 巨大地震により民間準備金が枯渇した後、補正予算で民間責任額を減額する前に次の巨大地震が連続発生
⇒ 保険金支払いに支障 + 連鎖的信用不安を惹起
- 民間の責任額を準備金の水準よりも低く設定して保険金の支払能力に余力（バッファ）を持たせるなど、補正予算までの間をつなぐ方策を早急に検討すべき

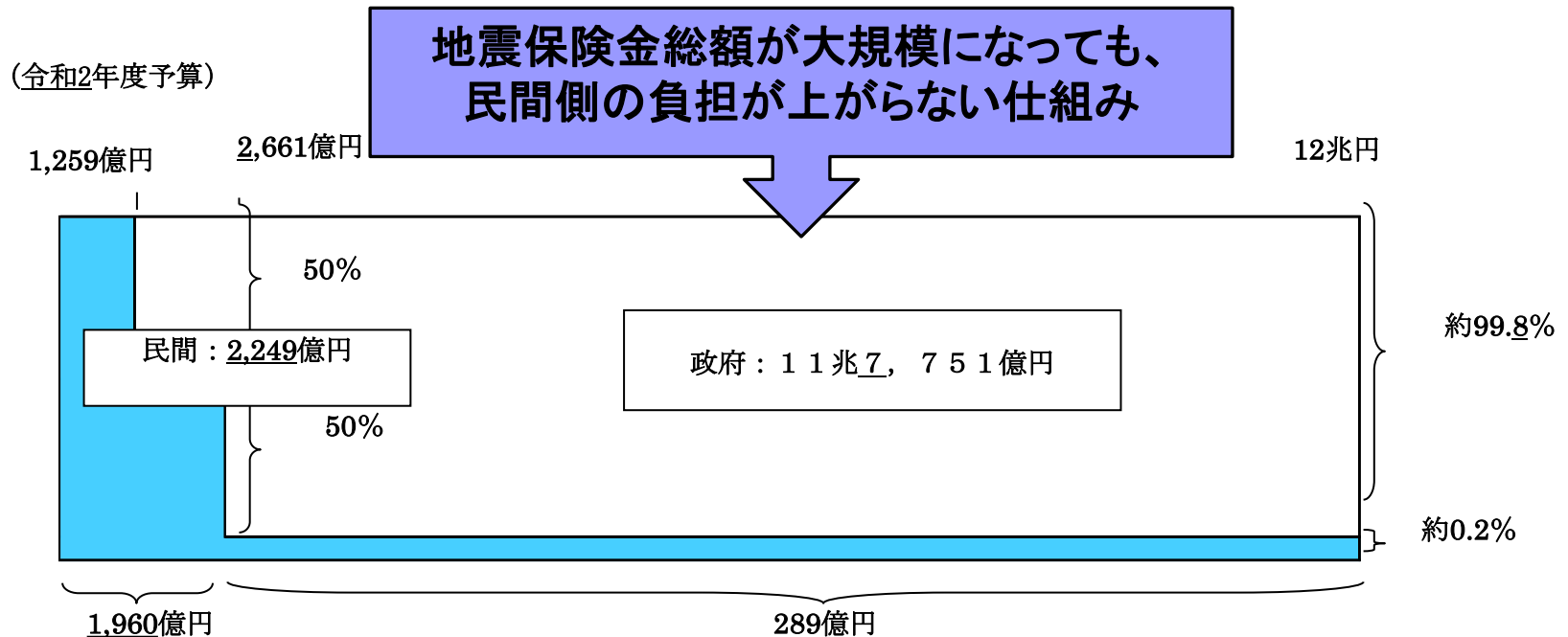
巨大地震が2回連続発生しても対応可能に



* 上記は「平成25年度 財務省所管特別会計予算概要」参考資料の抜粋（財務省HP掲載）
（今後、平成25年度（2013年度）政府予算案の国会での議決を経て「地震保険に関する法律」政省令改正により正式決定）

地震再保険特別会計官民保険責任額の改定(2021年度)

超過損害額再保険方式：小規模地震は民間100%、中規模地震は官民50%ずつ、大規模地震は、政府がそのほとんどを政府が負担するという考えの方式

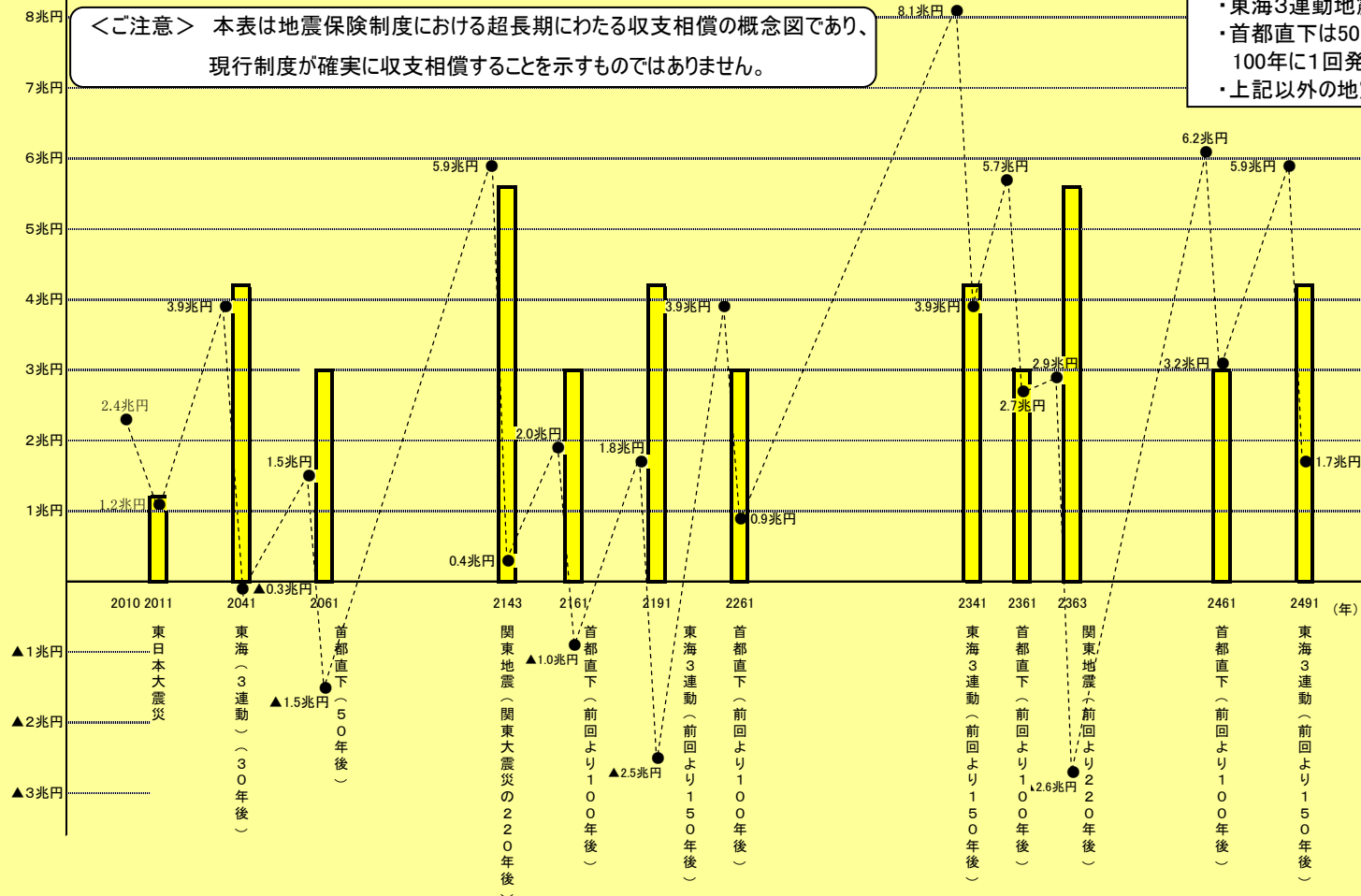


長い時間軸の設定

- ・本表は、向こう500年間の地震保険制度の収支状況をイメージするため、右記の前提条件に基づき作成したものです。(棒グラフは保険金支払額を示し、折れ線グラフは準備金残高を示します。)
- ・地震保険制度は、超長期にわたり保険料を準備金として積み立て、巨大地震により一気に取り崩す構造であり、地震が頻発すると積立不足が生じますが、その後の保険料で賄う仕組みとなります。

＜前提条件＞

- 収入は年間1,000億円(震災前の水準。今後の契約の増加・運用益は考慮せず)
- 支出の前提は以下の通り。
 - ・関東地震は220年周期
 - ・東海3連動地震は150年周期
 - ・首都直下は50年後に発生し、以後、100年に1回発生
 - ・上記以外の地震は毎年100億円支払



費用保険的性格

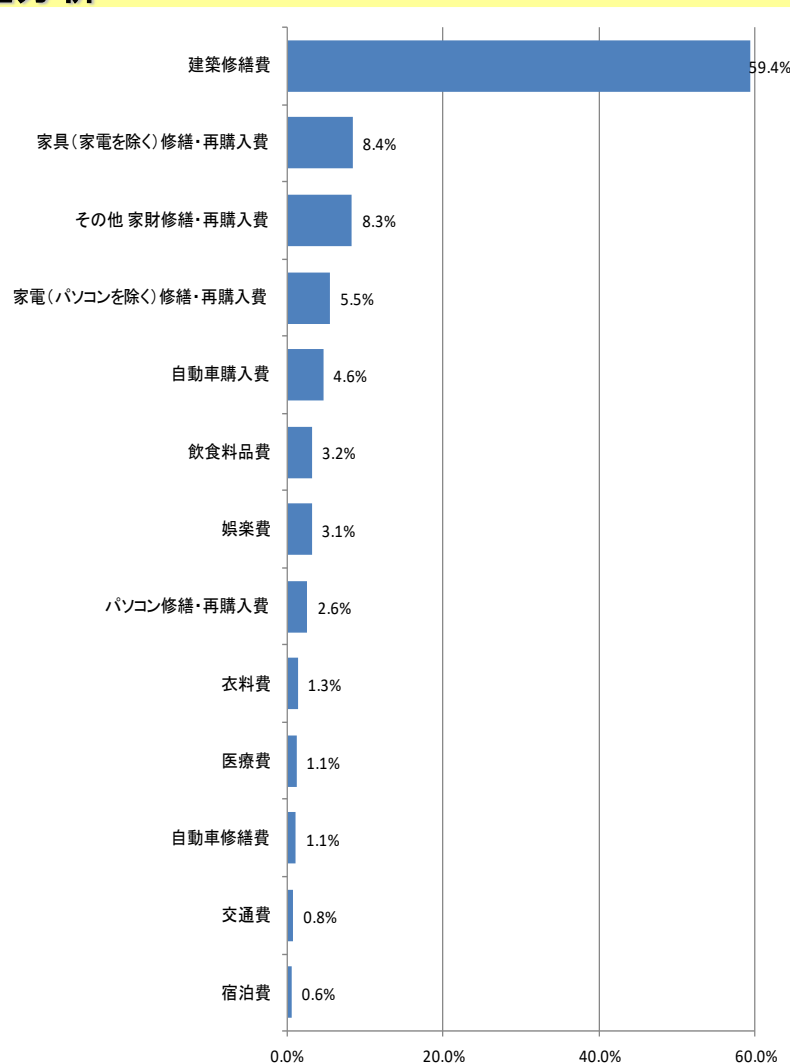
■ 地震保険金の使途分析

- 約1.2兆円の地震保険金の使途(今後の使用見込みも含む)について調査したところ、建築修繕費や家具・家電等の修繕・再購入費に充てるとされた方が8割以上となっている。

問: 既に使った地震保険金の使途について、その内訳をお知らせください。

問: 現時点において、現金又は預貯金として残っている地震保険金について、今後の使用計画の内訳をお知らせください。

* 東日本大震災にて地震保険金を受領された個人契約者約800名からのアンケート調査
(2011年11月外部調査機関調べ)



地震保険法第一条

「地震による被災者の生活の安定に寄与すること」が目的

- 地震保険金約1.2兆円は2010年度の名目GDPの約0.2%にあたる。
- 地震保険金による建築修繕・家具・家電の再購入等の「直接的効果」に加え、地震保険金で消費・購入されたモノを生産するために生まれた「1次波及効果」、および1次波及効果により雇用者の所得が増加しそれが消費に与える「2次波及効果」を加味すると、約1.2兆円の地震保険金のお支払いに伴い、乗数効果が発生し、約3兆円の経済的影響があるものと推測される(※)。
- 今後も災害発生時に、被災地の復旧・復興に向け、確実に貢献できるよう、地震保険制度の持続性・安定性を高めていく必要がある。

※上記の経済的影響については、産業連関分析という手法を用いて、左記の地震保険金使途調査結果と保険金支払総額を基に外部調査機関が算出した数値である。

(参考1) 地震保険制度の概要 (1) 目的・位置づけ

地震リスクの特異性

○地震の発生頻度・規模が予測困難 → 保険数理になじみにくい

数百年から数千年以上の周期で発生する地震の頻度を予測することは困難であり、損害の規模
____も発生地域や条件（気象条件・時間帯など）によって異なるため、保険制度の前提である
____「大数の法則」に乗りにくい

被害が広域におよぶため、損害額が異常・巨大なものとなるおそれがある

国における 地震保険の位置づけ

○世界有数の地震国である日本において、地震により国民が被害を受けても、国は国民の
____私有財産を補償するまでの財政負担は困難

○そこで、国は国民が自らの私有財産を守る経済的な備えとして、自助の制度である地震保険
____制度を創設（立法化）し、地震等による被災者の生活の安定を図っている

地震保険に関する法律

第1条 この法律は、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の
____普及を図り、もって地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。

○わが国の防災基本計画においても、地震保険は地震防災政策の一環として位置づけられ、
____普及拡大と制度の充実が求められている

防災基本計画（災害復旧・復興への備え）

財務省は、被災者自らによる生活再建の促進のため、地震保険の制度を充実し普及率の
____向上を図る。

民間における 地震保険の位置づけ

○地震リスクの特異性を踏まえると、民間保険会社が家計分野の地震リスク全てを自ら商品化
____して幅広く消費者に提供することは困難

○民間としては、損害保険事業の公共性に鑑み、国策である地震保険の創設趣旨に賛同しその
____運営に協力

○ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき運営（株主への説明責任あり）

地震保険制度の概要（１）目的・位置づけ

地震保険制度

○制度の目的

地震等による被災者の生活の安定に寄与すること

○保険の仕組み

１．国民の私有財産は国民自身で守る観点から、国民（契約者）の保険料を積み立てて
_____保険金を支払う仕組み

２．将来の地震保険金支払に備え、政府が再保険を引受け再保険料を地震再保険特別会計に危険
_____準備金として積立て（民間は危険準備金残高を基準に再保険を一部引受け、再保険料を積立て）

___３．準備金残高を上回る保険金支払いが発生した場合、政府（一部は民間）が立替払いを行い、
_____翌年度以降の再保険料で長期的に補填（超長期の収支相償）

○主な特徴（地震保険制度の制約・制限）

対象物件： 居住用建物・生活用動産に限定（企業物件は対象外）

保険金額： 付保割合・引受限度額の上限を設定（主契約（火災保険）の保険金額の30%～50%など）

損害区分： 査定の迅速性・公平性を確保するため損害認定を簡略に行い定型的な保険金支払い

総支払限度額： １地震あたりの保険金総支払額の上限を設定

保険料： 公共性が高いことから保険会社の利潤は含まれていない（ノーロス・ノープロフィットの原則）

ご 参 考

1966.6.1 「地震保険に関する法律」施行
* 日本地震再保険株式会社 業務開始

民間は地震保険の再保険専門会社（日本地震再保険株式会社）を設立し、政府との再保険処理を一括して管理するとともに、民間の危険準備金を一括して積み立てて有事に元受社に資金供給するなど、損保業界が一体となってシステムを構築

地震保険制度の概要（２）基本的な枠組み

制度趣旨	保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もって地震等による被災者の生活の安定に寄与することが目的（「地震保険に関する法律」法第1条）
補償内容	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没または流失による損害を補償（法第2条）
対象物件	居住の用に供する建物（専用住宅・併用住宅）、生活用動産（家財・30万円を超える貴金属等は除く）（法第2条・規則第1条）
契約方法	住まいの火災保険に付帯して契約（原則自動附帯）（法第2条） （注）大規模地震特別措置法に基づく警戒宣言発令後は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の契約不可（法第4条の2）
保険金額	火災保険金額の30%～50%の範囲 建物5,000万円・家財1,000万円が限度（法第2条・令第2条）
保険金支払方法 （損害区分）	全 損：保険金額の100% ← 建物：主要構造部の損害割合50%以上等、家財：損害割合80%以上（令第1条） 大半損：保険金額の60% ← 建物：主要構造部の損害割合40%以上50%未満等、家財：損害割合60%以上80%未満 小半損：保険金額の30% ← 建物：主要構造部の損害割合20%以上40%未満等、家財：損害割合30%以上60%未満 一部損：保険金額の5% ← 建物：主要構造部の損害割合3%以上20%未満等、家財：損害割合10%以上30%未満 （注）保険期間の始期が2016年12月31日以前の契約については、「全損」「半損」「一部損」の3区分、 建物：主要構造部の損害割合20%以上50%未満、家財：損害割合30%以上80%未満。
政府再保険	政府と民間保険会社（再保険会社）の再保険契約においては、「1回の地震等」あたりの官民保険責任額を定める。 また、支払保険金総額が政令で定める一定額に達するまでは全額民間負担とし、一定額を超えると政令で定める割合で官民それぞれ負担するよう定める（政府保険責任額は国会の議決を得る）（法第3条） （注）72時間以内に生じた2以上の地震等は、一括して1回の地震等とみなす（法第3条）
総支払限度額	支払保険金総額が政令で定める一定額を超える場合には、削減払いすることができる（法第4条・令第4条） （注）想定しうる巨大地震（関東大震災の再来）が発生しても削減払いの事態が生じないように設定
資金の斡旋・融通	政府は、地震保険契約による保険金支払いのため特に必要があるときは、保険会社等に対し、資金の斡旋・融通に努める（法第8条）

地震保険制度の概要(2)基本的な枠組み

保険料率

保険料率は収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならない（＝利潤を含まない）（法第5条）
 （＊）保険料率は「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき、損害保険料率算出機構が算出
 危険度に応じて、地域別（都道府県）・構造別に区分 ／ 建物の性能に応じた割引制度あり

【保険料例（保険期間1年 保険金額1,000万円の保険料）、2021年6月10日届出と現行（2021年1月1日以降）の比較】

◆基本料率（割引適用なし、保険期間1年、保険金額1,000万円につき、+は引上げ、▲は引下げ）

都道府県	イ構造※				ロ構造※			
	保険料		改定額	改定率	保険料		改定額	改定率
	現行	届出			現行	届出		
北海道、青森、岩手、秋田、山形、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、滋賀、京都、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島	7,400円	7,300円	▲100円	▲1.4%	12,300円	11,200円	▲1,100円	▲8.9%
福島	9,700円	11,600円	+1,900円	+19.6%	19,500円	19,500円	±0円	±0%
大分	11,800円	7,300円	▲4,500円	▲38.1%	21,200円	11,200円	▲10,000円	▲47.2%
宮城、山梨、愛知、三重、大阪、和歌山、香川、愛媛、宮崎、沖縄	11,800円	11,600円	▲200円	▲1.7%	21,200円	19,500円	▲1,700円	▲8.0%
茨城	17,700円	23,000円	+5,300円	+29.9%	36,600円	41,100円	+4,500円	+12.3%
徳島、高知	17,700円	23,000円	+5,300円	+29.9%	41,800円	41,100円	▲700円	▲1.7%
埼玉	20,400円	26,500円	+6,100円	+29.9%	36,600円	41,100円	+4,500円	+12.3%
千葉、東京、神奈川、静岡	27,500円	27,500円	±0円	±0%	42,200円	41,100円	▲1,100円	▲2.6%

◆現行：2021年1月1日以降

（※）イ構造：耐火建築物、準耐火建築物および省令準耐火建物等 ロ構造：イ構造以外の建物

＜2017年～2021年 料率の3段階引上げ＞

1回目：2017年1月（全国平均+5.1%）

※全国平均+19.0%の引き上げが必要なところ、段階引上げで上げ幅を抑制。

2回目：2019年1月（全国平均+3.8%）

※各種基礎データを更新して計算した結果、耐震性の高い住宅が普及した影響が反映され、通算で必要な引上げ率が19.0%→14.2%へ縮小した。

3回目：2021年1月（全国平均+5.1%）

※各種基礎データを更新した結果、震源モデルの更新により地震リスクが若干上昇した影響により、最終的な通算の引上げ率は14.2%→14.7%となった。

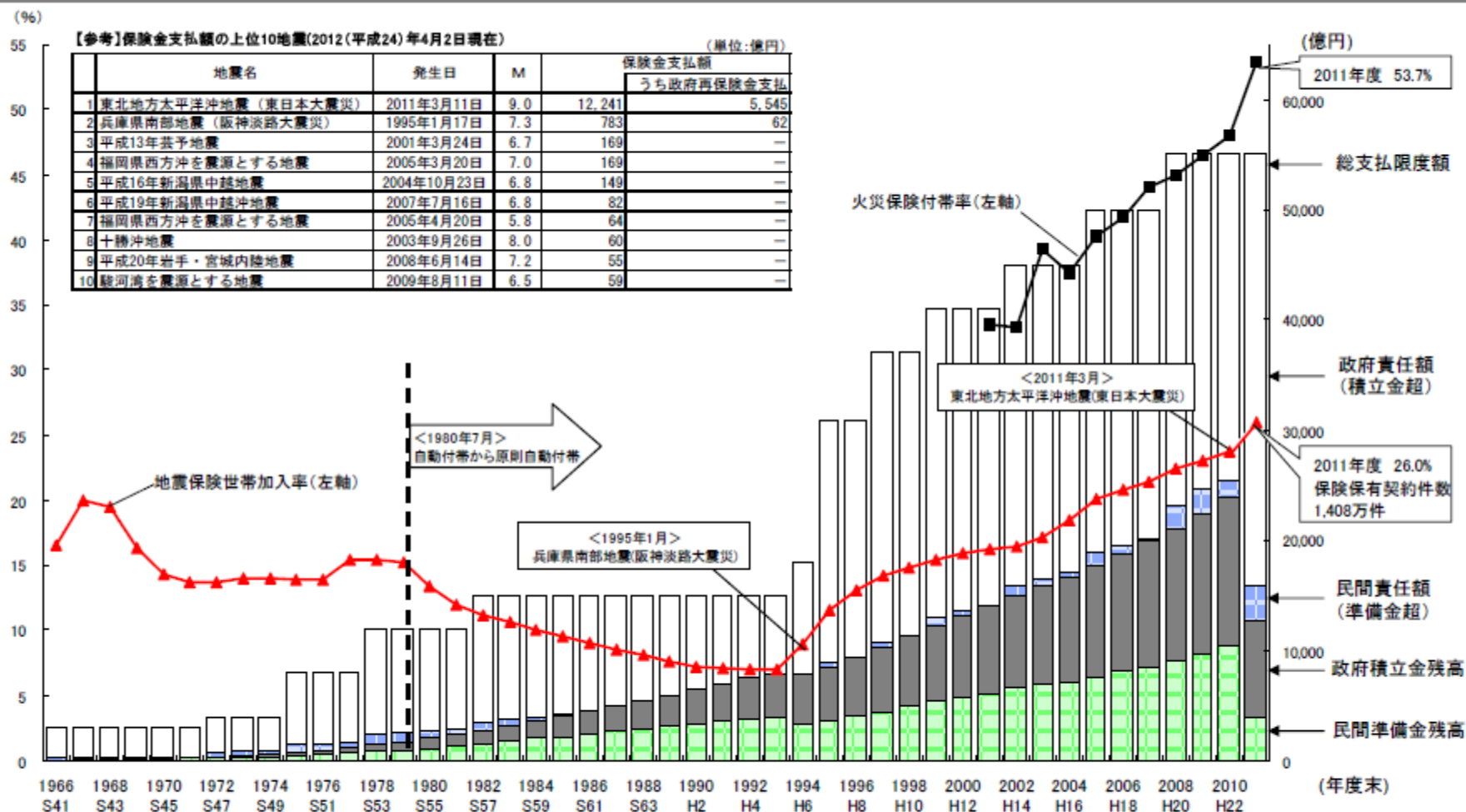
→2021年6月の届出では、3段階改定中の保険料不足の解消で全国平均+1.6%の引上げとなった一方、各種基礎データを更新した結果全国平均-2.3%の引下げとなり、通算で全国平均-0.7%の引下げとなった。

	割引率
免震建築物割引	50%
耐震等級割引（等級3）	50%
耐震等級割引（等級2）	30%
耐震等級割引（等級1）	10%
耐震診断割引	10%
建築年割引	10%

【長期係数】 ※2022年10月改定（予定）

保険期間		2年	3年	4年	5年
長期係数	現行	1.90	2.85	3.75	4.65
	届出	1.90	2.85	3.75	4.70

世帯加入率・火災保険付帯率・総支払限度額・準備金の推移



- (注1) 官民保険責任額は1回の地震等当たりのもの。政府積立金残高と同残高を超える政府責任額の合計が1回の地震等当たりの政府責任額、民間準備金残高と同残高を超える民間責任額の合計が1回の地震等当たりの民間責任額となる。そして、1回の地震等当たりの政府責任額と民間責任額の合計が1回の地震等当たりの総支払限度額となる。
- (注2) 1986(昭和61)年度から1994(平成6)年度の間の、民間準備金残高は1回の地震等当たりの民間責任額を上回っており、上記グラフにおいて、この間の1回の地震等当たりの総支払限度額と民間準備金・政府積立金残高合計額の乖離(白抜き部分)は、政府積立金残高を超える1回の地震等当たりの政府責任額から1回の地震等当たりの民間責任額を超える民間準備金残高を控除した額となる。
- (注3) 2011(平成23)年度末の政府積立金残高及び民間準備金残高は見込み。

(参考2) 地震保険制度の課題

財務省 地震保険制度に関するPT報告書

(2012. 11. 30公表)

①喫緊の課題

②震源モデルの改定と合わせて速やかに対応すべき課題

③引き続き議論すべき課題

地震保険制度に関するプロジェクトチーム報告書のポイント

1. 総論

○地震保険制度の役割

- ・地震保険は、リスクに備えた「保険」としての側面と社会的な「連帯」の仕組みとしての側面を持つが、**双方のバランスが重要**
- ・地震保険は国の信用力が裏付けだが、その信用力にも限界があることを前提に、被災者生活再建支援制度等、**他の施策や民間商品との役割分担も**図りつつ制度設計を考える必要

○官民負担のあり方

- ・地震保険は民の負担力を超えるところを国が再保険する**官民共同の保険**であり、民間も保険責任を負う現行の基本的枠組みを維持
- ・ただし、その責任が過大になると金融市場における連鎖的な信用危機を惹起する懸念があることから、**民間が過大な負担にならないよう配慮すべき**

喫緊の課題

震源モデルの改定と合わせて速やかに対応すべき課題

2. 強靱性

- ・巨大地震で民間準備金が激減した場合、補正等で、民間保険責任を減額する必要
- ・連続巨大地震が発生し、減額が間に合わなければ、民間は準備金の裏付けのない保険金支払い義務を負う

⇒保険金支払いに支障が生じるとともに、金融市場における連鎖的な信用危機を惹起するリスク

○民間準備金枯渇後の対応

- ・巨大地震発生から補正予算によるレイヤー改定までの間をつなぐ方策(レイヤーの自動改定等)について検討の上、早急に導入すべき

3. 商品性

○損害区分(全損、半損、一部損)

- ・損害区分については、迅速な支払のため3区分としており、僅かな損壊割合の差で保険金に大きな格差が出る懸念
- ⇒格差縮小のため損害区分の細分化が考えられるが、**損害区分の細分化は、迅速性への悪影響や査定を巡る苦情増加等の懸念の解消が前提**
- ⇒損害査定方法の見直し結果次第では、細分化の可能性が開けると期待(損害査定方法の見直し)

- ・首都直下地震等に際しても査定の迅速性を確保できるよう、**巨大地震を想定した新たな損害査定の手法(オプション)について要検討**

○住宅ローン問題

- ・住宅ローンを抱える被災者の負担を緩和する一助とするため、**金融機関、損害保険会社及び宅建業者が連携して、住宅ローン債務者に対して地震保険への加入を促進すべき**

○マンション問題(付属物の損害査定)

- ・マンションにはライフラインやエレベーター等の付属物に損害が生じると居住継続が困難になる固有の特性
- ⇒戸建住宅との公平性や査定の迅速性に配慮しつつ、**マンション固有の特性に対する査定のあり方について要検討**

4. 保険料率

○保険料率見直しの前提

- ・保険料率は(準備金の回復ではなく)あくまでも**将来の地震リスクに基づくもの**でなければならない
- ・料率改定にあたり、改定理由について、加入者への十分な説明が必要

○等地區分

- ・現行制度ではリスクに応じて等地區分(現行4区分)による料率格差があるが、震源モデル見直しによる更なる格差拡大の可能性
- ⇒等地區分による料率格差は合理的な説明のつく範囲で平準化の方向で見直すべき

○耐震割引

- ・**耐震化のインセンティブ強化のため、耐震割引にメリハリを効かせるべき**
- (手続きの簡素化)
- ・制度の活用を促進するため、**割引適用に係る手続きの簡素化について要検討**

3. 商品性

引き続き議論すべき課題

○付保割合

- ・リスク量等の増大を回避しつつ、付保割合を引き上げる一方策として、「付保割合100%、全損のみ」オプションの導入が考えられるが、消費者に困難な選択を迫ることになりかねない。**消費者に対する適切なリスクコンサルティング等の環境整備を進めることを前提に検討**

4. 保険料率

○立地割増・立地割引

- ・リスクコントロール機能向上のためには、立地によるリスク(地盤特性による揺れ・液状化リスク、沿岸部の津波リスク等)を料率に反映させることが望ましいが、**立地による料率格差について契約者の納得感が得られるまでにリスク算出の信頼性を高めることができるか検討**

地震保険制度PTで示された課題

「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」フォローアップ会合 議論のとりまとめの概要（平成27年6月24日）

損害査定の簡素化

首都直下地震等に際しても迅速な損害査定が確保できるように、新たな手法を検討。

○損害保険業界に対して、「自己申告方式の拡大」「モバイル端末による調査」「電話ヒアリングの活用」を要請。

○損害保険業界に対して、業界横断的に立会調査を行う共同取組の検討を要請。

マンション付属物の 損害査定

損害査定の迅速性の観点から主要構造部（柱等）を査定対象としているが、マンション付属物（エレベーター、水槽）を査定対象に追加することの可否を検討。

○保険金額は付属物を含む建物全体の価額を基に設定。付属物が損傷した場合は、主要構造部も損傷している可能性が高いため、査定対象に追加する必要はない。

○損害保険業界が、付属物が査定対象ではない事実や理由を丁寧に説明する必要。

損害区分の細分化

現行の損害区分（3区分）では、僅かな損害割合の差で保険金に大きな格差が発生。
保険金支払割合の格差縮小を図る方策として、可否や内容を検討。

○「半損」を分割し、損害区分を3区分から4区分に細分化。
保険金支払割合の格差を縮小しつつ、深刻な被害を被った保険契約者に対する補償を充実。
損害の実態に照らした保険金支払割合に近づける。

○細分化により、震源モデルの更新等に伴い必要となる地震保険料率の引上げ幅を抑制可能。

地震保険料率

全国平均19%の引上げが必要となる今回の料率改定に際して、留意すべき事項を整理。

○地震保険料率は、地震被害のリスクを速やかにかつ適切に反映させることが望ましい。一方で、加入率確保の観点から、複数段階に分けて地震保険料率を引上げることも考えられる。その場合、保険料収入が不足する期間が長期間続く場合における制度の強靱性への影響、長期的な収支相償の確保、保険契約者や消費者の制度や地震保険料率に対する信頼性への影響に留意すべき。

○料率体系のわかりやすさの観点などからすれば、今回の地震保険料率の最終改定時には、同一等地内で適用される地震保険料率の数が現在よりも増えることがないように検討する必要。

（出典）「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」議論のとりまとめの概要

地震保険制度PTで示された課題（対応状況）

検討課題		実施時期	検討状況	備考
総論	地震保険の制度設計	継続検討	○地震保険の役割及び制度設計については引き続き検討していく。	
強 韌 性	民間準備金枯渇後、補正予算までの間をつなぐ方策	2013.5～	○連続した巨大地震に対応できるよう民間責任を減額し、バッファーを持たせるようレイヤー改正。	
	民間準備金枯渇後の保険料収入の官民配分のあり方	2020.4～	○政府再保険スキームにおける再保険料配分と責任額を切り離し、民間準備金残高が1兆円に達するまで再保険料を優先的に民間に配分する特例措置を実施	※P.46参照
	政府による資金支援	継続検討	○政府による資金のあっせん・融通に係る現行努力規定の義務規定化等、政府による資金支援についての検討	※P.46参照
	加入制限	当面の実施は困難	○臨時情報と警戒宣言が前提とする情報の確度、法令上の位置付け及び防災対応における相違や、地震保険制度に関するPT報告書の整理を踏まえ、加入制限の適用範囲を臨時情報に拡大することは慎重に考えるべき。	第4回地震保険制度等研究(2021.4.23)で論議
商 品 性	損害査定方法の見直し（損害査定の簡素化）	2017.1	○「損害状況申告(自己申告)方式の拡大」、「モバイル端末による現場立会調査方式の新設」等を実施	※損害査定に関する課題の全体像はP50参照
	付保割合（「付保割合100%、全損のみ補償」オプションの導入）	－ フォローアップ会合	○消費者にとって現行商品とオプションのどちらに加入するかを選択がいまだ困難であり、いわば究極の選択になってしまうこと、損害保険代理店にとっても勧奨するのが難しいという問題がある。	
	火災保険への付帯	継続検討	○PT報告書において現行の契約方法を維持することが適当と整理されており、直ちに検討を行う必要はないが、長期的な課題としては検討の余地がある。	地震保険制度等研究会委員のご意見
	マンション付属物の損害査定	2016.4～	○エレベーター等マンション付属設備が査定の着目点でない理由について、消費者への周知を実施（チラシ等の注意喚起文言を挿入）	
	損害区分の細分化	2017.1	○「半損」を分割して損害区分を4区分に細分化（全損・大半損・小半損・一部損） ※P42「損害区分細分化」参照	2015.11.20 共同行為変更認可申請 基礎書類変更認可申請 （各保険会社→金融庁）
	加入促進（住宅ローン・マンション向け）	2013.4～	○金融機関・宅建業者（住宅販売業者）・マンション管理業者の各業界団体と連携してチラシ・ポスターの作成など加入促進の取り組みを実施中	2013.2.15 金融関連6団体・宅建関連4団体との連絡会
	マンション問題（戸建住宅と別建ての商品体系・料率体系）	将来的な課題	○現在は等区分を平準化し、料率体系をわかりやすくしている最中であるため、当面は積極的対応は行わないが、長期的な課題としては検討の余地がある。	地震保険制度等研究会委員のご意見

地震保険制度P Tで示された課題（対応状況）

検討課題		実施時期	検討状況	備考
保険料率	保険料率（水準見直し）	2017.1 ／2019.1 ／2021.1 ／2022.10 （予定）	○相模トラフ等の震源モデル見直しを踏まえた基準料率の改定： 全国平均で+19%の引上げが必要なところ、3段階に分けた引き上げを実施 ○最終的に通算で全国平均で+14.7%（*）の引き上げとなった * 2017年1月：+5.1%、2019年1月：+3.8%、2021年1月：+5.1%（全国平均） ○2021年6月の基準料率届出では、3段階改定中の保険料不足の解消で全国平均+1.6%の引上げとなった一方、各種基礎データを更新した結果全国平均-2.3%の引下げとなり、通算で全国平均-0.7%の引下げとなった。	2015.9.30 基準料率届出 2017.6.15 基準料率届出 2019.5.28 基準料率届出 2021.6.10 基準料率届出
	等地區分（等地統合）	2014.7～ ／2017.1～	○料率格差の平準化を図るため4区分から3区分に集約 ○震源モデルの更新に伴い、新たに危険度計算を実施して、等地を再区分（全体的な危険度大）	2013.3.26 基準料率届出 （料率機構→金融庁） 2015.9.30 基準料率届出 （料率機構→金融庁）
	立地割増・立地割引	当面の実施は困難	○損保料率機構が26年度から29年度3月まで研究を行った。地震工学の専門家を対象にリスク算出に関する自然科学面でのヒアリング調査を行ったところ、リスク区分の指標候補を抽出することまでは可能だが、それらの指標に基づくリスク区分の可否判断に関して専門家の意見を集約することはできなかった。（2020.1.24） ○近い将来に全国的にデータが揃う可能性が高い災害（津波）に着目し、立地割増・立地割引の具体的な制度の研究を進め、整理すべき課題を抽出していくことが適当である。（2021.6.1）	第3回地震保険制度等研究会（2020.1.24）、第5回地震保険制度等研究会（2021.6.1）で報告
	家財における保険金の支払状況	2021～	○損保料率機構が非木造の共同住宅における家財の支払状況に関するアンケート調査を行った。アンケート結果を基に「居住階数」や「建物階数」による影響を確認したが、いずれも有意と言える差を確認できなかった。非木造の共同住宅については、家財のほうが建物より被害が大きい傾向が伺えるが、サンプル数が少ない点にも留意し、引き続き研究を進める。（2021.6.1）	第5回地震保険制度等研究会（2021.6.1）で報告
	割引制度（割引率拡大）	2014.7～	○割引率を最大30%から50%に拡大：免震建築物割引50%・耐震等級割引（等級3：50%・等級2：30%） ○建築年割引の見直しについては未対応	2013.3.26 基準料率届出 （料率機構→金融庁）
	適用手続き（簡素化）	2014.7～	○割引適用における確認資料の範囲を拡大（*）・運用ルール緩和（建築年割引の確認事項など） * 品確法に基づく「住宅性能評価書」に加え、住宅金融支援機構のフラット35S適合証明書、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置に関する「住宅性能証明書」、長期優良住宅に関する「住宅用家屋証明書」「認定長期優良住宅建築証明書」まで範囲拡大	2013.6.10 共同行為変更認可申請 基礎書類変更認可申請 （各保険会社→金融庁）
		2017.1～	○割引規定の包括化を実施（免震建築物割引・耐震等級割引） ○割引適用における確認資料の範囲を拡大	2015.11.20 共同行為変更認可申請 基礎書類変更認可申請 （各保険会社→金融庁）
		2019.1～	○割引適用における確認資料の範囲を拡大 ・満期案内書類(写)や契約内容確認のお知らせ(写)(各割引共通) ・宅地建物取引業者等が交付する不動産売買契約書(写)、賃貸住宅契約書(写)(建築年割引) ・建築工事施工者が交付する工事完了引渡証明書(建物引渡証明書)(写)(建築年割引)	2017.9.25 共同行為変更認可申請 基礎書類変更認可申請 （各保険会社→金融庁）
		検討中	○多くの物件が割引対象（*）となっている「建築年割引」の確認資料の負担緩和策を検討 * 1981年以降に新築された物件は全国で約8割。	※P.49参照